



コンビニでできる 行政手続き をご存知ですか？

現在、町内のコンビニエンスストアでは

こんな行政サービスを受けることができます

○マルチコピー機による各種証明書の取得（6:30～23:00）

（※マイナンバーカードが必要です）

（例）住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書

○税金・水道料金等の納付

（各税金等の納期については12ページをご確認ください）

コンビニでは、役場の閉庁時間でも行政サービスを受けることができます。

書類が必要だけど役場に行く時間が取れない…

料金を納めるためだけに役場に行くのは面倒…

そんなあなたの悩みを解決する便利なサービスです！



★ファミリーマート高山前田店にて、“出向く役場”（おためし版）でコンビニエンスストアでの手続きをサポートします！



この度、(株)南九州ファミリーマートご協力のもと、「出向く役場（おためし版）」を実施します！

期間中は役場職員が店内に常駐し、書類の発行や納付書の再発行などお手伝いします。この機会に、コンビニエンスストアでできる行政サービスを使い、便利さを体験してみませんか？

期 間：5月7日(火)～5月31日(金)(土日除く)

職員常駐時間：午前9時～午後5時

場 所：ファミリーマート高山前田店



お問い合わせ先 肝付町役場デジタル推進課 미래の働き方をつくるプロジェクト ☎ 0994(65)2513

肝付町営農振興事業補助金について

園芸品目の面積拡大や新規品目の導入、生産性の向上、省力化、出荷調整等に要する機械や機材を整備する取組を支援します。

対象者	(1)認定農業者・認定新規就農者・営農活動推進団体・集落営農 (2)肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと
対象作物	野菜・果樹・花き・水稻・雑穀・いも類・豆類・工芸作物
対象経費	(1)専用機械・専用機材・専用アタッチメント (2)汎用性のある機械は、認定新規就農者が新規導入する場合に限り下記も対象。 ①耕耘用機械（トラクター・耕耘機・管理機） ②薬剤散布用機械（動力噴霧機）
補助額	事業費の額が10万円以上のものに対し対象経費の2分の1以内（1件あたり限度額50万円）
留意事項	本事業は年度につき1回までしか申請できません。 作付計画にある作物を作付けしなかった場合などは、補助金の交付決定取り消しや返還を求める場合もあります。 補助事業が完了したときは3年間実績を提出してください。

事前に審査を行います。必要な書類などについては、肝付町役場農業振興課までお問い合わせください。

必要な書類 見積書、カタログ等

申込み期限 6月12日(水)

申込み窓口 肝付町役場 農業振興課

※審査通過者は、補助金の交付申請に当たり、事業計画書、収支予算書、作付計画書を提出していただきます。

書類の提出・お問い合わせ先

肝付町役場 農業振興課

☎ 0994(65)8417